

訪問看護・介護予防 指定訪問看護ステーション 料金表

訪問看護費／体制等に係る加算

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金	20分未満 (訪問看護Ⅰ－1)	314	3,205円	321円	641円	962円
	30分未満 (訪問看護Ⅰ－2)	471	4,808円	481円	962円	1,443円
	30分以上1時間未満 (訪問看護Ⅰ－3)	823	8,402円	841円	1,681円	2,521円
	1時間以上1時間30分未満 (訪問看護Ⅰ－4)	1,128	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円
	理学療法士等による訪問の場合 (1回につき)(1日に2回を超えて実施する場合は90/100) (訪問看護Ⅰ－5)	294	3,001円	301円	601円	901円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス利用に追加して訪問看護を行う場合	1月につき	2,961	30,231円	3,024円	6,047円	9,070円
初回加算(Ⅰ)	1月につき (病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合)	350	3,573円	358円	715円	1,072円
初回加算(Ⅱ)	1月につき (病院等から退院した翌月以降に初回の訪問看護を行った場合)	300	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	1回につき (特別管理加算2回)	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	550	5,615円	562円	1,123円	1,685円
看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	200	2,042円	205円	409円	613円
口腔連携強化加算	1回につき	50	510円	51円	102円	153円
専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
専門管理加算(特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	61円	7円	13円	19円
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 1月につき	50	510円	51円	102円	153円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3	30円	3円	6円	9円
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 1月につき	25	255円	26円	51円	77円

※ 准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定
※ 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、所定単位数の25%増 深夜(22:00～6:00)の場合、所定単位数の50%増
※ 特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増
※ 中山間地域における小規模事業所加算が適用の場合、所定単位数の10%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)
※ 中山間地域におけるサービス提供の場合、所定単位数の5%増(特別管理加算、ターミナルケア加算を除く)

【提供状況や指示内容に関する加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上 1回につき	402	4,104円	411円	821円	1,232円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,052円	206円	411円	616円
	30分以上 1回につき	317	3,236円	324円	648円	971円
長時間訪問看護加算 (1時間半を超える)※2	1回につき	300	3,063円	307円	613円	919円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円

遠隔死亡診断補助加算	1回につき	150	1,531円	154円	307円	460円
------------	-------	-----	--------	------	------	------

介護予防訪問看護費／体制等に係る加算

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満（介護予防訪問看護Ⅰ－１）		303	3,093円	310円	619円	928円
30分未満（介護予防訪問看護Ⅰ－２）		451	4,604円	461円	921円	1,382円
30分以上1時間未満（介護予防訪問看護Ⅰ－３）		794	8,106円	811円	1,622円	2,432円
1時間以上1時間30分未満（介護予防訪問看護Ⅰ－４）		1,090	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円
理学療法士等(※1)による訪問の場合(1回につき) 日に2回超えて実施する場合は50/100) (介護予防訪問看護Ⅰ－５)※利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合1回につき5単位減算		284	2,899円	290円	580円	870円
初回加算(Ⅰ)	1月につき（病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合）	350	3,573円	358円	715円	1,072円
初回加算(Ⅱ)	1月につき（病院等から退院した翌月以降に初回の訪問看護を行った場合	300	3,063円	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	1回につき（特別管理加算2回）	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
看護体制強化加算	1月につき	100	1,021円	103円	205円	307円
口腔連携強化加算	1回につき	50	510円	51円	102円	153円
専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
専門管理加算(特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	61円	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき	3	30円	3円	6円	9円

※ 利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合1回につき5単位減算
※ 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、所定単位数の25%増 深夜(22:00～6:00)の場合、所定単位数の50%増
※ 特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増
※ 中山間地域における小規模事業所加算が適用の場合、所定単位数の10%増(特別管理加算を除く)
※ 中山間地域におけるサービス提供の場合、所定単位数の5%増(特別管理加算を除く)

【提供状況や指示内容に関する加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	254	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上 1回につき	402	4,104円	411円	821円	1,232円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	201	2,052円	206円	411円	616円
	30分以上 2回につき	317	3,236円	324円	648円	971円
長時間訪問看護加算(1時間半を超える)※2	1回につき	300	3,063円	307円	613円	919円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円

※1 理学療法士等…作業療法士・理学療法士・言語聴覚 ※2 特別管理加算対象者

介護保険・医療保険どちらに該当するかは、要支援・要介護認定状況、年齢、疾病等により異なります。
介護保険の給付範囲を超えたサービスは全額自己負担となります。

(介護保険利用)
65歳以上(第1号保険者)の方は、要支援1、2、要介護1～5に認定されている事。
40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号保険者)の方は要支援・要介護に認定され厚生労働大臣が定める疾患に該当している方は、介護保険が適用されます。

(医療保険利用)
40歳未満の医療保険加入者とその家族(妊産婦や乳幼児含む)、第2保険者以外の方、

65歳以上で支援・要介護に該当しない方、要支援・要介護者のうち、特別訪問看護指示書期間の方、厚生労働大臣が定める疾病等の方、精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護対象の方は医療保険が適応されます。

介護保険での訪問看護を利用中の方も、特別訪問看護指示書期間中は医療保険に変更となります。